

I 基本的な課題

1 税・財政改革

(1) 財政健全化に向けて

政府は、「経済再生なくして財政健全化なし」の方針のもと、国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2018年6月骨太の方針で2020年度の黒字化達成の目標を撤回し2025年度に5年先送りした。

各年の目標数値と具体的な取組みなど道筋を示し、引き続き、経済再生に向けた政策や社会保障制度の見直しとともに、更に、行政改革を強力に進めていただきたい。

また、2019年度の一般会計の歳出予算総額は101兆円と当初予算としては過去最高となっており、消費税増税に備えた景気対策も計上していただいているが、経済のグローバル化の進展等により、景気の不透明感も大きくなってきていることから、機動的な経済財政運営を行っていただきたい。

(2) 社会保障制度に対する基本的な考え方について

イ 持続的な社会保障制度の確立

社会保障制度の改革については、すべての世代が安心感と納得感の得られる「全世代型」の社会保障制度に転換を図り、そして、将来の世代にしっかりと伝えるという方向性が出されている。

高齢者数のピークを迎える2040年を展望し、「年金」については2016年12月に改革法が成立し、また、「子供・子育て」、「医療・看護・介護」の各制度についても見直しが進んでいるが、国民が納得できるよう、次の問題点にも対応した改革を行っていただきたい。

(イ) 社会保障制度を維持させるために、ある程度の負担の増（給付の減）はやむを得ないと考えるが、「医療・看護・介護」は自助・互助・共助・公助のメリハリをつけるべきであり、負担の公平化を図ること。

なお、健康保険料限度額の制度は、超高額所得者層の負担割合を低くしていることから、限度額を廃止するべきである。

(ロ) 適正な保険料の徴収事務を行うこと。

また、社会保険料、労働保険料との徴収一体化を実現すること。

(ハ) 年金について、支給限度額は報酬月額のみでなく、総所得金額をベースにすべきである。

(ニ) 生活保護費が国民年金額より多いのは問題であり、生活保護の抜本的な見直しをすること。

- 企業の保険料負担のあり方
社会保険料等の企業の過度の負担は問題であり、負担軽減に向け検討を行っていただきたい。

(3) 行政改革の徹底について

行政改革の取り組みについて、政府行政改革推進会議では行政事業レビューや調達など検討（2019年3月第35回行政改革推進会議を開催）されており、各県市とも同様な状況である。

しかしながら、国民が強く望んでいる国家公務員の定数や給与の見直し、国会議員数や歳費等の課題について、改革は遅々として進んでいない。法改正の必要なものではあるが、消費税増税、社会保障制度の改革など国民に負担を強いる状況であれば、国会議員として速やかな対応をしていただきたい。

なお、今夏に参議院議員選挙が行われるが、現在の政党政治（数の論理）が続くのであれば二院制（参議院）は無駄という意見もある。

- イ 国及び地方とも、議員定数、歳費・報酬・政務活動費等を削減していただきたい。

- 公務員制度の改革については、人員の削減、給与の減額等、行政のスリム化に取り組んでもらいたい。

- ハ 無駄使いを無くすため、国民視線にたったチェック機能を確立していただきたい。

また、働き方改革関連法が施行されたが、行政においてもあらゆる面でスリム化、効率化、合理化を図り、「民間でできることは民間に」を徹底し、「委託」から「移管」となるように推進していただきたい。

(4) 消費税引き上げに伴う対応措置

- イ 軽減税率制度の導入見直し

軽減税率（複数税率）が導入されることとなったが、単一税率に再度改正すべきである。

軽減税率制度は税収が減収し、代替財源の確保や社会保障給付の抑制が必要となり、また、事業者の経済的・事務量的な負担も大きく、社会全体の効率化の観点からも、わかりやすい簡素な制度とすべきであり、複数税率とすべきでない。

- 中小企業や零細事業者への継続支援

政府（与党）は中小企業や零細事業者の強い反対にもかかわらず、軽減税率を導入し、対策補助金の措置を講じた。しかしながら、軽減税率に係る経理処理等の負担は継続的なものであることから、これらの負担を軽減する制度等（例えば、消費税額控除など）を検討していただきたい。

また、軽減税率対策補助金についても期限を撤廃するなどの措置を講じていただきたい。

ハ 適格請求書保存方式等の見直し（廃止）

現行方式でも対応可能であることから、現時点では導入すべきでない。再度の改正を要望する。

2019年10月から「区分記載請求書等保存方式」、2023年10月から「適格請求書保存方式（いわゆるインボイス方式）」が導入されるが、免税事業者が取引から排除され、あるいは値引きを強いられる等の問題が懸念される。

また、免税事業者でも課税事業者となり適格請求書発行事業者となることもできるが、免税（小規模）事業者に多大な負担となる。

なお、適格請求書発行事業者登録制度について、事業者及び行政双方の負担になるものであり、青色申告の消費税課税事業者は手続不要としていただきたい。

ニ 免税事業者制度の見直し

消費税率の上昇に比例し免税事業者の益税が多額（税率5%時と比べると倍）になるため、益税解消に向け課税期間の基準期間及び課税売上高を見直すべきである。

ホ 消費税の中間納付制度の改正

中間申告は前期の消費税額によって年11回（4,800万円超）、年3回（400万円超4,800万円以下）、年1回（48万円超400万円以下）となっているが、滞納等の発生防止のため、中間納付回数（年1回は3回、年3回は6回など）を増やすべきである。

ヘ 消費税率の据え置き（少数意見）

2019年10月に消費税率10%への引き上げが予定されているが、現在の経済状況は必ずしも上向きとはいえず、ましてや地方はかえって低調であることから、消費税率を10%に引き上げれば中小企業に大きな打撃を与えるため8%に据え置くべきである。

(5) 税制及び手続きの簡素化

税の3原則は「公平・中立・簡素」といわれている。

そのうち「簡素」という点について、例えば消費税の例のように、あらゆる税制は年々複雑化している。税制のしくみをできるだけ簡素なものとし、理解しやすいものとすべきである。

特に、消費税率10%までは軽減税率制度及びインボイス方式の導入は必要ないと考えているので速やかに法改正等を行っていただきたい。

(6) マイナンバー制度について

個人情報の漏洩、プライバシーの保護が十分担保される措置を講じ、国民の信頼を得るとともに、マイナンバーを利用しての法人・個人の利便性を高める方策（例えば、税務署の整理番号や運転免許証等との統一化を図り利用範囲の拡大）とセキュリティの強化が必要である。

なお、税務申告書等の書類提出時における本人確認は、二回目以降は不要としていただきたい。

参考 カード発行割合：2019年5月末現在発行枚数1,702万枚、13.3%
健康保険証としての利用：2021年3月から

2 経済活性化と中小企業対策

(1) 法人実効税率のあり方について

法人税の実効税率については、引き下げていただきたい。

また、平成28年度改正で実効税率20%台は実現したが、中小企業の7割は赤字であり、実効税率の引下げの効果は少ない状況である。

政府は「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」としているが、引き下げに要する財源を中小企業に求めないでいただきたい。

(2) 中小企業の活性化に資する税制措置について

イ 中小企業の税負担軽減

中小法人（資本金1億円以下）については、法人税の軽減税率や各種の政策税制（例えば、中小企業投資促進税制）が適用されるほか、欠損金繰越控除の控除限度、特定同族会社の留保金課税、法人事業税の外形標準課税をはじめとする多くの制度において大法人と異なる扱いが認められている。

中小企業の範囲の見直しをする場合は予見可能性を充分考慮の上、財政基盤の弱い中小法人の税負担が増えることのないよう引き続き配慮していただきたい。

ロ 現行税制の見直し等

法人税法はもとより地方税法の改正・見直しを強く求める。（具体的な要望は、下記の「Ⅱ 各論」の「1 法人税関係」及び「5 地方税関係」を参照）

(3) 事業承継税制について

イ 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

世界的ブランドが育つ諸外国の場合、事業承継時には課税されておらず、日本の中小企業で世界的ブランドが育たない要因の一つが、事業承継時の課税となっている。

平成30年度の改正により10年間の特例として措置が講じられたが、親族外承継や非上場株式以外の事業用資産も含めた本格的な事業承継税制としていただきたい。

□ 現行制度（特例措置）の拡充

平成 30 年度の改正においては、それ以前に事業承継税制を適用したものは平成 30 年度の改正を適用できないとされたが、有利な改正事項は納税者の選択により適用できるようにしていただきたい。

また、特例承継計画をはじめとした制度上の手続きについても見直しを行い利用しやすい制度にしていただきたい。

3 地方のあり方

(1) 地方創生について

イ 特区及び規制緩和の推進

地方創生は、地域経済が自立すること、地方が成長する活力を取り戻すことであり、そのためには、すみやかな執行を可能とするための特区を認め、大幅な規制緩和をしていただきたい。

□ 地方拠点強化税制の改正

地方拠点強化税制については、近畿圏中心部や中部圏中心部が準地方活力向上地域とされ移転型事業の対象地域となったが、かえって準地方活力向上地域等への労働人口の流出が懸念される。

平成 30 年度の改正は雇用創出数の数合わせに過ぎないので、真の地方創生となる改正を求める。

(2) 財政・行政の効率化

ITをはじめ、AI、ロボットなどの技術を積極的に活用するとともに、広域連携による合理化・効率化、更には、民間活力の活用などにより、行政コストの削減や事務処理の効率化、住民の利便性の向上を図るべきである。

II 各 論

1 法人税関係

(1) 法人税基本税率の引き下げについて

イ 租税特別措置法の整理合理化により課税ベースの拡大を考慮しつつ、地方税の負担軽減と合わせて、引き下げを図る必要がある。

□ 不況下での中小企業は安定的な利益を計上することは困難であり、経営基盤の弱い中小法人に対する税の負担を軽減するため、中小企業の課税所得 800 万円以下の部分の軽減税率を引き下げるとともに、適用課税所得を 800 万円から 1,600 万円程度まで引き上げるべきである。

(2) 役員給与等について

イ 役員給与の損金不算入規定の見直し

役員給与は損金算入される項目が3項目に限定列挙されている。

役員給与は職務執行の対価であり、会社法上も会計基準でも費用であるものを法人税法が特定のもの以外は給与として認めないということは立法に問題がある。

役員給与は原則損金算入し、損金不算入となる役員給与があればそれを限定列挙するように見直すべきである。

ロ 利益連動給与の適用法人の見直し

利益連動給与が同族会社に該当しない法人、すなわち大企業の恩典となっており、中小零細企業との公平を欠いている。利益連動給与は企業に自主性もたせるため、同族会社にも利用できるよう要件を緩和すべきである。

(3) 退職給与引当金制度の復活について

平成15年3月31日以後終了する事業年度から、退職給与引当金制度が廃止された。退職給与引当金は元来負債性引当金であるので、健全な企業経営の観点から、退職給与引当金制度を復活させるべきである。

(4) 交際費課税制度の廃止について

交際費のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入する措置、また、中小法人に係る損金算入の特例について、適用期限が2年延長されたが、そもそも法人が支出した交際費は本来損金であり、現在の経済情勢からみて当初の目的より著しくかけ離れている交際費課税は廃止すべきである。

(5) 同族会社の留保金課税の廃止について

平成19年度改正により中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃されたが、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、廃止すべきである。

(6) 少額減価償却資産の取得価格限度額等について

イ 少額減価償却資産の取得価格基準の見直し

現在の損金算入制度における取得価格基準は10万円未満とされ、20万円未満の減価償却資産には一括償却資産制度がある。さらに一定の中小法人に対しては、年間の損金算入金額の上限を300万円として取得価格30万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

少額減価償却資産の取得価格基準を30万円未満とし、制度の簡素化を図るべきである。

ロ 減価償却計算の簡素化

平成19年改正により残存価格と減価償却限度額の廃止と250%定率法が導入され、その後200%定率法に改正され、計算が複雑となっており簡素化を図るべきである。

2 所得税関係

(1) 所得税のあり方について

所得再分配機能の面ならず、制度の簡素さや最低生活費非課税の視点からなどを踏まえ、継続的な検討が必要である。

また、担税力に応じた適正な税負担が本来であることからすれば、所得控除制度は高額所得者に有利となることから定額の税額控除制度に、更に、土地・建物の分離課税を除き金融商品等の所得は総合課税にすべきとの意見もある。

(2) 各種所得控除の整理・見直し等について

イ 人的控除

人的控除はそれぞれ控除を受ける人の立場に配慮して創設されたものと考えますが、総合的に勘案して控除額の見直しと簡素化を図り、基礎控除を大幅に増加すべきである。

特に、子供の教育費等が最も多く必要とされる年齢層の諸控除に配慮した定額控除と、共働き世帯への課税上の不公平を無くし、女性の社会進出を妨げない体系を作るべきである。

ロ 各保険料控除

生命保険料・損害保険料控除については控除額が比較的低額なこと及び加入者が個別的でなくなっている現状から人的控除額の引き上げに振り替えて廃止すべきである。

ハ 雑損控除及び医療費控除

震災被害などの際に適用される雑損控除や医療費を支払った際に適用される医療費控除については、国等の政策的支援の方が効果的、合理的である。

ニ 税額控除

住宅ローン減税は、制度が複雑であるので、簡易なものにする。

(3) 復興特別所得税の課税方法について

復興特別所得税は 2037 年まで長期間課税されることから、源泉徴収を受ける法人の事務負担の軽減を図る必要があり、復興特別所得税としての税体系を廃止し、2037 年まで所得税の税率に復興特別税率を加えて一体運用すべきである。

(4) 青色申告者純損失の繰越控除期間の延長について

青色申告者の繰越控除期間は 3 年とされている。

事業そのものは法人・個人を問わず同様であり、帳簿等も整備されており、実態として小規模の法人と何ら異なることはなく、法人と同様純損失の繰越控除期間は 10 年間に延長すべきである。

(5) 土地・建物等の譲渡損失の損益通算の復活について

土地・建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算制度は、平成 16 年度の税制改正で廃止された。損益通算は税負担能力を測り、担税力に即した課税を行う上で欠かせない制度である。この損益通算の廃止は、担税力を失った部分に対する課税であり、公平・応能負担の原則からも不合理である。

なお、青色申告者と白色申告者の取り扱いを同一とするため、白色申告者においても、純損失の繰越控除対象に繰り入れるべきである。

(6) 青色申告特別控除の規定見直し

青色申告特別控除を従前の規定に戻し、電子申告等の規定は削除すること。

平成 30 年度税制改正では、青色申告特別控除額が 65 万円から 55 万円に引き下げられたが、確定申告書類の提出期限までに電子申告を使用して提出した場合等は 65 万円とすることとなった。

青色申告特別控除が創設された経緯は租税行政に対する納税者の協力を確保し、申告水準を高めるためであり、電子申告等をしなかった納税者は控除額を 10 万円引下げることの理由にはならない。

3 資産課税関係

(1) 相続税について

イ 相続税の税率等の見直し

平成 25 年度改正で、相続税の基礎控除の引き下げ、最高税率の引き上げが行われたが、相続税の課税強化は行うべきではなく、今後の経済状況、物価の動向に応じて再度の見直しを行うべきである。

また、少子化による相続人の減少や税負担に困り受け継ぐべき資産を断念せざるを得ない状況とならないよう配慮いただきたい。

ロ 相続税の債務控除の見直し

相続税の債務控除に、相続開始後 5 年以内に発生した債務保証で、求償権の行使が出来ない場合を加えるべきである。相続開始後に被相続人の保証債務の履行を行い、その求償権の行使ができない場合においては、明らかに相続財産の減額となるため、更正の請求の特則が認められるべきである。

ハ 死亡保険金の非課税限度額の引き上げ

平成 25 年改正で相続税の基礎控除が引き下げられ、新たに相続税が課税される者が増加している。遺族の生活保障となる生命保険金の非課税限度額を引き上げるべきである。

ニ 居住用財産の評価方法等の適正化

固定資産税の評価方法等の適正化により最低限の居住用財産に対する評価を引き下げるべきである。

(2) 贈与税について

贈与税は相続税の租税回避防止の補完税としての機能をもっているが、個人資産の多くが偏在し、高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転時期が大幅に遅くなってきている。

資産の円滑な次世代への移転を促進するためにも抜本的な改正、例えば、税率の引き下げ(贈与税率を相続税と同一とする。)や基礎控除額の引き上げが必要である。

4 酒税等の二重課税の解消

現行において、酒税、タバコ税、揮発油税などは、メーカーを納税義務者とし、「税が販売価格を構成する」として消費税が課税され、一方、入湯税、ゴルフ場利用税、軽油引取税などは、消費者を納税義務者とし、立替金等の科目で経理するなど明確に区分している場合は、消費税が課税されないこととなっている。

この酒税、タバコ税、揮発油税などの消費税の課税は、二重課税であり、消費者が負担する必要はなく、早急に消費者が納得いく課税方式に改めるべきである。

5 地方税関係

(1) 地方税の各種控除の見直しについて(国と同一額に)

個人住民税での各種所得控除の種類・金額を所得税の場合と同一とすること。

多くの納税者が、所得税額計算と異なる住民税額に苦慮している。所得税と同一にすることによる弊害は無く、簡素化の意味でも同一とすべきである。

(2) 法人事業税・法人住民税の見直しについて

イギリス、フランスでは、地方税としての法人課税はなく、アメリカでも地方法人税の比重が低い。投票権のない企業に過重な負担を強いており、地方法人税の軽減を求める。

(3) 法人事業税の外形標準課税について

イ 中小法人への導入反対

法人実効税率の引き下げの代替財源の一つとして外形標準課税の拡大適用が検討されているが、地方自治体における税の執行問題や雇用の安定の観点から担税力の乏しい中小法人(資本金1億円未満)に対しては外形標準課税を導入すべきではない。

ロ 外形標準課税制度の廃止

外形標準課税は付加価値割(報酬給与額等)と資本割で構成され、人件費課税の側面を有しており、赤字法人にも負担を求める制度である。

対象法人(資本金1億円以上)は雇用面など地域社会に貢献しているにもかかわらず、赤字法人や人件費の多い法人に過重な負担を強いる制度は廃止すべきである。

(4) 事業所税の廃止について

昭和50年に新設された人口30万人以上の都市に適用されている事業所税は、従来からある固定資産税及び都市計画税と二重に課せられており、また、国策として推進している市町村合併の結果思わぬ課税対象となるケースも増加しているためこのような事業所税は廃止すべきである。

(5) 固定資産税について

景気の影響を受けない固定資産税は、行政からみれば「もっとも課税しやすい税」である反面、納税者には負担感が大きいと、次のような抜本的な見直しが必要である。

イ 評価方法等の適正化

固定資産税の適正公平化を実現するには、固定資産税の評価方法等の適正化、例えば収益還元価格での評価が必要である。

ロ 居住用財産の課税軽減

少額資産保有者、最低限の居住用財産に対する固定資産税の軽減を図るべきである。

ハ 償却資産の非課税化

償却資産に係る固定資産税は廃止すべきである。特に、少額減価償却資産（30万円未満）固定資産税の対象から除外すべきである。

ニ 償却資産申告期限の統一

法人については、課税基準日を決算期末とし、申告期限を法人税等と統一する。また、個人にあつては申告期限を所得税と統一する。

ホ 更地化推進の税措置

固定資産税は、家屋のある場合は軽減税率があり、更地にすると適用されず高くなるため、更地等にした場合の税制での優遇措置を講じていただきたい。

Ⅲ その他

1 震災復興

東北及び熊本県を中心とした復興が進まない中、昨年の7月豪雨が発生し甚大な被害を及ぼしている。

復興に向けて早期に計画的な施策及び予防措置に早期に取り組んでいただきたい。

2 租税教育等

(1) 学校の租税教育について

学校教育の現場で現在以上の租税教育を推進すべきである。

また、選挙権が18歳となったことから小中学校の租税教育の内容の充実とともに、高校・大学等での租税教育（税金の使われ方や無駄使い等）を実施する必要がある。政治に関心をもち、投票することで政治に参加する意識を持たせるためにも高校入試問題に税の問題を取り入れるなど、少なくとも中学、高校では正規の科目として時間を確保すべきである。

(2) 民間団体による取組みについて

学校教育の時間だけでは足りないので、民間団体（法人会等）でも講師を養成の上取り組んでいくべきである。